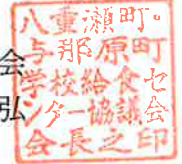


八与給協公告 第 2 号
令和 7 年 2 月 3 日

条件付一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び八重瀬町契約規則（令和 2 年 3 月 30 日規則第 22 号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会
会 長 新垣 安弘



本件入札は、条件付一般競争入札（事後審査型）持参方式で実施する。

1 入札に付する事項

(1)	件 名	八重瀬町・与那原町学校給食センター用地取得マネジメント業務委託
(2)	履行場所	島尻郡八重瀬町字後原地内
(3)	履行期間	契約日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
(4)	業務概要	特記仕様書（別紙）のとおり
(5)	予定価格	22,590,000 円（税抜き） 令和 6 年度の契約限度額は 8,000,000 円（消費税含む。）とし、残りは令和 7 年度の債務負担行為とする。
(6)	最低制限価格	設定しない

2 入札参加資格要件

*入札公告日から開札日までの間、次に定める資格をすべて満たすこと。

(1)	本店（社）、支店（社）又は営業所の所在地が沖縄県内にあること。
(2)	八重瀬町及び与那原町の令和 5・6 年度委託業務入札参加資格者名簿において、「測量・建設コンサルタント等業務」の業種登録があるもの。
(3)	法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
(4)	国または地方公共団体において、指名停止の措置を受けていない者であること。
(5)	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。

	<p>(会社更生法の規定に基づく更生手続き又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしている者であっても、当該手続き開始の決定後、経営事項審査を受けた者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)</p>
(6)	<p>経営状況が著しく不健全であると八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会会長が認める者に該当しない者であること。(公告の3月前から落札決定日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(5)に該当する者は除く。)</p>
(7)	<p>警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準ずるものとして、公共工事からの排除の要請があり、当該状況が継続しているなど請負者として不適当であると八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会会長が認める者に該当しないこと。</p>
(8)	<p>入札参加資格者は、平成26年4月1日から公告日までに完了した業務(下記に示される業務aからfの各項目まで)の全てにおいて、実績を有すること。</p> <p>(様式第6号)と契約書等(内容がわかる資料)の写しを提出すること。</p> <p>業務：国、地方公共団体又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第2条第1項の別表に定める以下の業務実績を有するもの。</p> <p>a 総合補償部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用地取得計画書の作成及び公共用地取得に関する工程管理業務(この業務における内容は、用地取得マネジメント業務とし、用地アセスメント調査業務を除く。) <p>b 公共用地交渉業務</p> <p>b 土地調査部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務 <p>c 土地評価部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地に関する補償金算定業務 <p>d 物件部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非木造建物、木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定業務 <p>e 営業補償・特殊補償部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業補償に関する調査及び補償金算定業務 <p>f 補償関連部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業認定申請図書の作成業務

以下に挙げる基準を満たす配置予定技術者を当該委託業務に配置できること。

(ア) 管理技術者

管理技術者については、下記に示す条件を全て満たす者を置かなければならない。

a 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償管理士研修及び検定試験実施規程」第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士（土地調査部門、土地評価部門、物件部門、営業補償・特殊補償部門、補償関連部門、総合補償部門の資格を有する者）とする。

b 直接的な雇用関係があること。

c 管理技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねてないこと。

d 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

(イ) 担当技術者

(9) 担当技術者については、下記に示す条件を全て満たす者を置かなければならない。ただし、担当技術者を複数名配置する際は、各担当する業務に関する資格を全て有するものとする。

a 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償管理士研修及び検定試験実施規程」第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士（土地調査部門、土地評価部門、物件部門、営業補償・特殊補償部門、補償関連部門、総合補償部門の資格を有する者。）とする。

b 直接的な雇用関係があること。

c 担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねてないこと。

(ウ) 照査技術者

照査技術者については、下記に示す条件を全て満たす者を置かなければならない。

a 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償管理士研修及び検定試験実施規程」第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士（総合補償部門の資格を有する者）とする。

b 直接的な雇用関係があること。

c 照査技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねてないこと。

	<p>d 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>(e) 管理技術者、担当技術者及び照査技術者については、業務を兼ねることはできない。</p>
(10)	<p>実施体系図は、(9)に記載の同一の者とし、実際の実務にあたらせること。 (様式第 8 号)</p>

3 資料の配布期間及び入札参加資格申請書

資料の配布期間	<p>八重瀬町または与那原町ホームページからダウンロードする。</p> <p>*パソコントラブル等により仕様書等がダウンロードできない場合には、下記の配布期間内に、 八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会 (八重瀬町役場 3 階) まで連絡すること。 配布期間：令和 7 年 2 月 4 日 (火) から 令和 7 年 2 月 21 日 (金) まで *FAX 並びに郵送での配布は行わない。</p>
入札参加申請方法	<p>入札に参加する場合は、事前に入札参加申請が必要です。 次の方法で入札参加申請書を提出すること。</p> <p>(1) <u>入札参加申請期限：令和 7 年 2 月 19 日 (水)</u> <u>午後 5 時まで</u> *土日祝日を除く平日午前 9 時から午後 5 時まで。 ただし、正午から午後 1 時を除く。</p> <p>(2) 申請先：八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会 (八重瀬町字東風平 1188 番地 八重瀬町役場 3 階)</p> <p>(3) 申請方法：「入札参加申請書」(様式第 1 号)を提出する。</p> <p><u>*期限までに申請書を提出しない者は、本入札に参加することができない。</u></p> <p><u>FAX 若しくは PDF データを電子メールで提出可能。その際、</u> <u>原本は入札時に提出すること。(※送信後は、担当者に電話</u> <u>連絡を入れること。)</u></p>

4 仕様書等に関する質問及び回答

質問書受付期間	令和7年2月4日(火)～令和7年2月10日(月)
質問方法	電子メールとFAX両方にて送信。(様式第2号) 質問が無い場合は提出不要。 FAX 番号 : 098-998-7623 メール : ks05@yaese. ed. jp
回答方法	回答日 : 令和7年2月14日(金) 回答は入札参加者全員へ電子メールにて回答する。

5 現場説明

現場説明会は実施しない。 *特記仕様書(別紙)を参照すること。

6 内訳書の提出

内訳書の提出日	令和7年2月20日(木) 正午まで 様式は任意とし、紙での提出または電子メールで提出すること。(メールの場合は担当者に電話連絡を入れること。) 内訳項目は別紙数量内訳書の項目通りに作成すること。
---------	---

7 入札、開札及び落札者の決定に関する事項

入札開札日時	令和7年2月21日(金) 午前10:00 *入札の時間に遅れた者は辞退したものとみなす。
入札会場	八重瀬町役場 3階(会議室⑥、⑦)
入札方法	条件付一般競争入札。(事後審査型) 入札書(様式第4号※八重瀬町契約規則)による紙入札(持参方式)にて実施する。 入札金額は消費税抜きの金額を記載すること。 入札の回数は、1回とする。 1回で落札しない場合は、不調とする。 郵送による入札は認めない。
必要書類	① 入札書(様式第4号※八重瀬町契約規則) ② 委任状(代理人が入札する場合。)(様式第4号) ③ 筆記用具、入札参加者本人の認印。 (入札参加簿に氏名の手書記入と押印の為)

8 入札説明

入札説明会は実施しない。 *別紙競争入札心得を参照のこと。

9 落札者の決定

落札者の決定	<p>入札並びに開札後、落札候補者を決定し、次の資格審査書類を提出いただき、入札参加資格の全条件を満たす者かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>① 入札参加資格申請書。(様式第5号)</p> <p> *会社概要書。(任意様式)</p> <p> ・A4版2枚(A3版1枚)以内で作成すること。</p> <p> ・従業員数、資本金、認証資格など会社規模が分かるように作成すること。</p> <p>② 同一業務実績書。(様式第6号)</p> <p> (契約書等(内容がわかる資料)の写しを添付すること。)</p> <p>③ 照査技術者・管理技術者・担当技術者。</p> <p> (様式第7-1~7-3号)(必要書類の写しを添付すること。)</p> <p>④ 実施体制図。(様式第8号)</p> <p>(2) 提出期限日</p> <p> 落札候補者となった日の翌営業日。</p> <p>(3) 提出先</p> <p> 八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会</p> <p> (八重瀬町字東風平 1188 番地 八重瀬町役場 3 階)</p>
--------	---

10 入札書等の無効

入札の無効	<p>次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。</p> <p>(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札</p> <p>(2) 所定の様式を使用しない入札書及び委任状による入札。</p> <p>(3) 委任状を持参しない代理人のした入札。</p> <p>(4) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札。</p> <p>(5) 入札書に記名押印を欠く入札。</p> <p>(6) 入札書の表記金額を訂正した入札。</p> <p>(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。</p> <p>(8) 明らかに談合によると認められる入札。</p> <p>(9) 他の参加者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした入札。</p> <p>(10) その他入札に関する条件を違反した入札。</p>
-------	--

11 入札保証金、契約保証金、支払い条件に関する事項

入札保証金	<p>(1) 入札保証金額 見積もる契約金額の100分の5以上。</p> <p>(2) 納付方法 納付書払いまたは指定口座への振込、有価証券の提出。 詳細は、八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会へお問い合わせすること。</p> <p>(3) 納付期限 令和7年2月20日(木)</p> <p>(4) 免除について 八重瀬町契約規則第9条第1項各号のいずれかの規定に該当する場合であって、入札保証金免除申請書(様式第3号)の提出があった者は免除する。 *添付書類: 契約書の写し</p>
契約保証金	<p>本件に係る契約を結ぼうとする者は、八重瀬町契約規則第25条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、八重瀬町契約規則第25条第3項各号のいずれかに該当する場合は全部または一部免除とする。</p>
支払条件	<p>前払い金は30%以内とする。 詳細については、契約時に双方の協議により決定する。</p>

12 その他

<ul style="list-style-type: none"> ・提出された書類は返却しない。 ・入札日前日の正午までに内訳書(任意様式)を提出すること。内訳は別紙数量内訳書と同様とする。内訳書の提出が無い入札は無効とする。 ・天災等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ入札等は延期する。延期後の日時は、八重瀬町及び与那原町ホームページで掲載する。 ・入札及びその手続きに係る書類について、指定様式があるときは、指定様式を使用すること。指定の様式を使用しない場合は、無効とする。
--

13 問い合わせ先

電話	098-998-2011
FAX	098-998-7623
Mail	ks05@yaese.ed.jp
事務局	八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会
担当者	野原 直輝